

日 薬 業 発 第 157 号

令和 8 年 7 月 14 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について

標記につきまして、国民健康保険中央会から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに伴う災害に伴う、受診時のマイナ保険証又は資格確認書等の取扱い等につきましては、令和 8 年 7 月 13 日付け日薬業発第 155 号にてお知らせしたところです。

本件につきましては、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いは行わないこととされておりますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応いただけるということです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課と協議と協議済みであることが申し添えられております。

(別添)

- ・ 令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について

(令和 8 年 7 月 14 日付け事務連絡、国民健康保険中央会)

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 14 日

日本薬剤師会 御中

国民健康保険中央会

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る
災害救助法の適用について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害」につきましては、令和 8 年 7 月 7 日に災害救助法が適用され、令和 8 年 7 月 13 日に公示されております。

しかしながら、適用日から公示日まで 1 週間経過していることより、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いを行わないことといたしますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課と協議済みであることを申し添えます。

(当該取扱いに関するお問い合わせ先)

公益社団法人 国民健康保険中央会 医療保険部 北澤、佐藤（成）、村椿
TEL：03-3581-6811 （連絡可能時間：9 時 00 分から 17 時 30 分）

日 薬 業 発 第 156 号

令和 8 年 7 月 14 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について

標記につきまして、社会保険診療報酬支払基金から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに伴う災害に伴う、受診時のマイナ保険証又は資格確認書等の取扱い等につきましては、令和 8 年 7 月 13 日付け日薬業発第 155 号にてお知らせしたところです。

本件につきましては、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いが行わないこととされておりますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応いただけるということです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることが申し添えられております。

(別添)

- ・ 令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害救助法の適用について

(令和 8 年 7 月 14 日付け事務連絡、社会保険診療報酬支払基金)

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令 和 8 年 7 月 14 日

日本薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る
災害救助法の適用について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害」につきましては、令和 8 年 7 月 7 日に災害救助法が適用され、令和 8 年 7 月 13 日に公示されております。

しかしながら、適用日から公示日まで 1 週間経過していることより、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いを行わないことといたしますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

【本件に関する問い合わせ先】
社会保険診療報酬支払基金本部
電話 03-3591-7441（代表）
事業統括部西日本事業サポート課 西山



令和 8 年 7 月 13 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る 災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年 7 月 7 日に甲賀市で発生した土砂崩れにより、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、滋賀県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
滋賀県 (1 市)	甲賀市 (こうかし)	7 月 7 日 (7 月 13 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）